

◎新潟県告示第967号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年9月9日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 退任

監事 糸魚川市寺町5丁目2番27号 石黒 利男

退任年月日 平成28年8月26日